

閉会中の調査報告

福祉教育常任委員会

開催日時 令和元年 11 月 21 日（木） 午前 9 時 30 分～11 時 30 分
出席者 松井委員長、望月副委員長、菅沼委員、堀田委員、藤川委員
説明員 健康福祉部長、健康福祉部健康づくり担当理事、
健康福祉部管理監、健康政策課主幹

所管事務調査：受動喫煙防止について（事前論点勉強会）

・受動喫煙の防止に関する条例および規則（案）の要約

健康福祉部健康づくり担当理事より説明

まずは健康増進法の一部を改正する法律の概要から説明がありました。この法律は、平成 30 年 7 月 25 日に改正されました。来年のオリンピック開催に向けて施行されますが、学校・病院・児童福祉施設、行政機関の庁舎等は、今年の 7 月 1 日から既に施行されています。

改正の趣旨として、1 つ目に望まない受動喫煙をなくす。2 つ目に受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮すること、3 つ目に施設の類型・場所ごとに対策を実施する。

改正の概要として、国及び地方公共団体の責務や多数の者が利用する施設等における喫煙を禁止する、施設等の管理権原者等の責務、その他として、改正後の健康増進法の規定に違反したものについて、所要の罰則規定を設ける。多数の者とは、2 人以上であり、ほとんどの施設が類型に応じ、利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止するとの説明がありました。

条例制定の目的は、健康増進法の一部改正を受けて、望まない受動喫煙を生じさせないための環境整備を積極的に進め、市民の健康増進と健康寿命の延伸を図る。

対策の基本的な考え方として、①施設の種類・区分に応じて、市として統一した対応をとる。②子ども、妊婦、高齢者や傷病者の利用が見込まれる市の施設については、これら市民の受動喫煙による健康被害を防止するため、積極的に敷地内での喫煙を禁止する。③喫煙場所を設置する場合には、受動喫煙が生じないように最大限の配慮を行う。

条例では、法令等を上回る規制の設定で、①教育施設および児童福祉施設の敷地に隣接する市内の路上を禁煙とする。②通学時間帯における市内道路上で

の喫煙は、こどもに受動喫煙を生じさせない配慮義務を設ける。喫煙禁止場所での喫煙の違反者および施設管理者への対応として、喫煙の違反者や施設管理者としての責務を果たさない者への罰則(過料)については、県による改正法上の適用範囲内として、本市独自の上乘せの規制に罰則は課さないこととし、湖南市受動喫煙の防止に関する条例(案)および規則(案)施行に向けたスケジュールについて一通り説明を受けて審査をしました。

改選前の9月24日の福祉教育常任委員会の資料から、禁煙施設・分煙施設の分類が変更されている理由はという質疑に対して、施設の実態に合わせて変更したとの答弁でした。

受動喫煙により健康に影響が大きい子ども、高齢者、傷病者、障がい者等が利用する施設には配慮が必要であり、条例の目的に照らし合わせると、分煙施設の中にあるシルバーワークプラザと湖國十二坊の森の2か所は、禁煙施設とした方がいいのではという質疑に対しては、内部で協議をするとの答弁でした。

国の法律施行は令和2年4月1日だが、市の条例は、市民の周知期間を設けるため令和2年7月1日施行となっている。例えば、庁舎等の喫煙は、その3ヵ月間どうなるのかという質疑に対して、庁舎等、第1種施設は、国の法律で、今年の7月1日から施行となっているため、湖南市の庁舎においても特定屋外喫煙場所を設けている。市の条例では、特定屋外喫煙場所を設けるのは庁舎のみとする。また、条例案の中に、既に喫煙場所が設けられている施設についてはどのように明記するのかという質疑に対して、条例案を確認して報告をするという答弁でした。

国の健康増進法の改正を受けて条例を制定するということだが、必ずしも条例制定をしなければならないわけでもないのに、条例制定をするのに、予算化はない。意気込みを感じられないが、予算化されない理由についての質疑に対して、分煙施設の中で、4面壁で囲んだクリーンルームや排煙装置の設置等は1つに何百万円もの費用がかかり、また、既存施設内のスペース等も鑑みると、最低限、喫煙場所を特定することで、分煙が図れると考えていますと答弁でした。

罰則規定についての質疑に対して、第1種施設において敷地内禁煙であるため違反者や施設管理者としての責務を果たさない場合、知事が指導・勧告命令、罰則をし、第2種施設において、健康増進法では原則屋内禁煙であるため、その違反者は知事が行う。市条例では、さらに上乘せとして敷地内禁煙、屋外での指定された場所の喫煙をうたっているため、その違反者や施設管理者の責務を果たさない者に対して市が指導・勧告命令をするという役割分担を考えているとの答弁でした。

民間施設、例えば飲食店等の対応についての質疑に対して、民間施設に対しては、特段、条例ではうたっていないとの答弁でした。

何故、公共施設のみが条例の対象になっているのかの質疑に対して、民間施設まで対応していく体制は難しく、健康増進法の範囲内の規定の縛りで考えていて、子どもさんが利用する施設ということで、民間の保育所等は対象として入れているとの答弁でした。

サードハンドスモーク（3次喫煙）による健康被害が問題視されているが、条例には入れないのかという質疑に対して、健康被害については認識しているが、条例に入れるのは難しいため、注意喚起として、サードハンドスモークの危険性については、広報等で周知していきますとの答弁でした。

審査の中で、条例制定をするのであれば、もっと予算化もして、明確な条例にするべきだという意見も出ました。